

## 覚 書 (2018年度版 雛形)

- 青字の部分が、主に変更する箇所です。
- その他にも変更が必要な場合は、甲乙双方の協議の上、修正可能です。

国立研究開発法人理化学研究所 仁科加速器科学研究センター（以下「甲」という。）と ○○会社（以下「乙」という。）は、甲の重イオン加速器施設の有償利用（以下、「本利用」という。）に関して、以下の通り覚書を締結する。

### (利用)

第1条 本利用において、甲は乙から申請のあった課題の実施のため、甲の重イオン加速器施設の利用時間を乙に提供する。

### (実施計画)

第2条 本利用において、甲の加速器が発生するビームの種類、エネルギー、供給時間等については、甲乙が協議し決定する。

### (実施期日)

第3条 本利用の実施期日については、別に定めるとおりとする。

- 2 施設の装置の故障等により前項で定めた期日に本利用が実施できない場合は、その対応について甲乙が協議する。

### (安全管理)

第4条 本利用において、乙は甲からの安全審査にかかる指示に従い、必要な手続きを履行する。

- 2 本利用において、乙が課題申請書に記載する乙の実験代表者（以下、「課題代表者」という。）が、本利用の実施における安全管理上の責任を負う。
- 3 本利用において、課題代表者は、安全審査に用いる書類「放射線発生装置使用計画書」（以下、「使用計画書」という。）に記入する実験代表者を、甲の産業利用開発チーム・チームリーダーとする（以下、「実施代表者」という。）。実施代表者は、本利用の実施における安全上の指導を行う。
- 4 本利用の実施において、課題代表者は、実施代表者と協議の上使用計画書を作成し、その使用計画書の内容に責任を負う。実施代表者は、使用計画書に従って本利用の実施を遂行する。

### (登録)

第5条 本利用において、乙は甲からの外部利用者登録にかかる指示に従い、必要な手続きを履行する。

- 2 本利用に関して、乙の利用者として、乙以外に、△△会社を登録できるものとする。  
←登録が必要な場合のみ。

### (照射時間の確認ならびに報告)

第6条 本利用実施後、甲および乙は相互に協力の上、本利用の実質照射時間を確認する。

- 2 本利用実施後、乙は甲からの使用終了報告にかかる指示に従い、必要な手続きを履行する。

(損害賠償)

第7条 甲および乙は、自己の責に帰すべき事由に起因して相手方に損害を与えた場合には、賠償義務を負うものとする。

- 2 本利用の趣旨及び別表に定める費用の金額に鑑み、前項の規定にかかわらず、甲は、請求原因の如何を問わず、当事者の予見または予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益（予想されるコスト削減分を含む）については、賠償義務を負わないものとする。ただし、本覚書第9条の義務違反の場合は、適用しないものとする。
- 3 第1項にかかわらず、甲の施設又は装置の故障等により本利用が実施できなかった場合は、甲は損害賠償義務を負わない。

(必要経費)

第8条 甲は乙に対して、本利用に応じて別表に定める費用を請求する。費用は毎年度見直しするものとする。

- 2 乙は甲からの請求を受けた月の翌月の末日までに、請求された金額（消費税等相当額を含む）を甲の指定する銀行口座に振込む。なお、振込手数料は乙の負担とする。

(成果、機密保持)

第9条 本利用により得られた成果は、乙に帰属する。

- 2 甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本覚書の履行に関連して相手方から開示を受ける情報であって、次の各号の一に該当するもの（以下「秘密情報」という。）を、第三者に開示または漏洩しないものとする。

- ① 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示された情報
- ② 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後14日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの
- ③ あらかじめ甲乙間で同意し別紙に定めた開示情報
- ④ 政府の要請等に基づき公開が義務付けられた情報  
(ただし、乙の利用者名ならびに企業名を除く)

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

- ① 開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
- ② 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
- ③ 被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
- ④ 被開示者が独自に開発した情報

- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は、本覚書の履行に合理的に必要な範囲内で、利用子会社に対し、甲の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は、利用子会社に秘密保持義務を課すものとし、その責を負うものとする。

(協議、管轄裁判所)

第10条 本覚書に定めのない事項、または本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し決定する。

- 2 本覚書に関連して発生した甲乙間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第 11 条 本覚書の有効期間は、締結日から平成\*\*年\*\*月\*\*日までとする。(原則 2 年後の年度末)

- 2 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 2 項乃至第 4 項に定める機密保持の規定は、本利用の終了から 5 年間有効とする。

本覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

甲 国立研究開発法人理化学研究所  
和光事業所研究支援部  
部長 □□ □□

乙 ○○会社  
○○事業部  
○○部長 ○○ ○○

乙の捺印者は、申請者側の規定や内規に則り利用実施上の責任をとれる立場の方として下さい。

別表 (第 8 条関係)

種別	料金
1) 実験施設構成別利用費	
AVF 単独	** ,***円/時間
RILAC 単独	** ,***円/時間
AVF+RRC	** ,***円/時間
RILAC+RRC	** ,***円/時間
AVF+RRC+RIPS	** ,***円/時間
RILAC+RRC+RIPS	** ,***円/時間
AVF+CRIB	** ,***円/時間
2) 施設消耗品費	* ,***円/時間
3) 実験消耗品費	課題毎に算出

「料金」については、当事業の Home Page を参照してください。

<http://ribf.riken.jp/sisetu-kyoyo/guideline/bunrui.html>

AVF: AVF サイクロトロン

RILAC: 理研重イオン線形加速器

RRC: 理研リングサイクロトロン

RIPS, CRIB: RI ビーム生成装置

本年度 (平成\*\*年度) の上記料金は、平成\*\*年度から平成\*\*年度までの施設実績額の 3 カ年平均から算出したもので、消費税等相当額を含む。